



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和3年10月20日(水)

知多市報道発表資料

幼児保育課

担当：運営チーム 早川

(0562-36-2659)

育児休業中における在園児の保育所等継続利用について 一定の要件を満たす2歳児まで拡大します

これまで市内の保育所等に在園する児童の保護者が育児休業を取得する場合、3歳児以上の児童についてのみ継続利用することができましたが、子育て支援の充実を図るため、2歳児で一定の要件を満たす児童についても継続利用ができるよう見直しを行います。

1 制度見直しの内容

育児休業中における在園児の保育所等継続利用については、保護者が育児休業を取得した時点で3歳児(年少)以上のみ認めていましたが、次の要件に該当する児童は、2歳児でも継続して利用ができます。

- (1) 保護者が多胎出産後に育児休業を取得した際、休業開始前に既に入所している2歳児の児童
- (2) 新生児を除く3歳児未満の児童が2人以上いる世帯の保護者が、育児休業を取得した際、休業開始前に既に入所している2歳児の児童

2 実施時期

令和3年11月1日から